

## 新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《省略用語例》 この通達において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。 措置法 …… 租税特別措置法（昭和32年法律第26号） 措置法令 …… 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号） 措置法規則 …… 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）</p> </div>	(同左)
目 次	目 次
<p>〔措置法第69条の4（（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係）〕 69の4—1 <u>相続開始前3年以内の贈与財産及び相続時精算課税の適用を受ける財産</u> 69の4—1の2 <u>信託に関する権利</u> 69の4—2～69の4—27 （省略） 69の4—28 <u>特定同族株式等の贈与の特例の適用を受けている場合</u> 69の4—29 （省略）</p>	<p>〔措置法第69条の4（（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係）〕 69の4—1 <u>特例対象宅地等の意義</u> （新設） 69の4—2～69の4—27 （同左） （新設） 69の4—28 （同左）</p>
<p>〔措置法第69条の5（（特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）関係）〕 69の5—1～69の5—4 （省略） 69の5—5 措置法第69条の5第2項第7号ロ又は第8号ロに規定する<u>発行済株式の総数に相当する金額又は出資の総額の時価の算定</u> 69の5—6～69の5—32 （省略） 69の5—32の2 <u>特定同族株式等の贈与の特例の適用を受けている場合</u> 69の5—33～69の5—34 （省略）</p>	<p>〔措置法第69条の5（（特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）関係）〕 69の5—1～69の5—4 （同左） 69の5—5 措置法第69条の5第2項第7号ロ又は第8号ロに規定する<u>1株当たりの時価又は1口当たりの時価の算定</u> 69の5—6～69の5—32 （同左） （新設） 69の5—33～69の5—34 （同左）</p>
<p>〔措置法第70条第1項（（国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等）関係）〕 （省略）</p>	<p>〔措置法第70条第1項（（国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等）関係）〕 （同左）</p>
<p>〔措置法第70条第3項（（特定公益信託の信託財産として相続財産に属する金銭を支出し</p>	<p>〔措置法第70条第3項（（特定公益信託の信託財産として相続財産に属する金銭を支出した</p>



改正後	改正前
70の3の4-1 <u>相続時精算課税の特別控除額と特定同族株式等特別控除額の控除する順序</u>	(新設)
70の3の4-2 <u>特定同族株式等特別控除の適用がない者</u>	(新設)
70の3の4-3 <u>特定同族株式等の贈与があった年中に同族株式等贈与者又は特定受贈者が死亡した場合</u>	(新設)
70の3の4-4 <u>期限後申告に係る「特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例」の適用</u>	(新設)
70の3の4-5 <u>特例の適用要件に該当しないものについて証明書の提出があった場合</u>	(新設)
〔旧措置法第70条の3((住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例))関係〕 (省略)	〔旧措置法第70条の3((住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例))関係〕 (同左)
〔措置法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予))関係〕 (省略)	〔措置法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予))関係〕 (同左)
〔措置法第70条の5((農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係〕 (省略)	〔措置法第70条の5((農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係〕 (同左)
〔措置法第70条の6((農地等についての相続税の納税猶予等))関係〕 (省略)	〔措置法第70条の6((農地等についての相続税の納税猶予等))関係〕 (同左)

改正後

[措置法第69条の4((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))関係]

(相続開始前3年以内の贈与財産及び相続時精算課税の適用を受ける財産)

69の4—1 (省略)

(信託に関する権利)

69の4—1の2 措置法第69条の4第1項に規定する特例対象宅地等には、個人が相続又は遺贈(死因贈与を含む。以下同じ。)により取得した信託に関する権利(相続税法第9条の2第6項ただし書に規定する信託に関する権利及び同法第9条の4第1項又は第2項の信託の受託者が、これらの規定により遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利を除く。)で、当該信託の目的となっている信託財産に属する宅地等(土地又は土地の上に存する権利で、措置法規則第23条の2第1項((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))に規定する建物又は構築物(以下69の4—25までにおいて「建物等」という。)の敷地の用に供されているものに限る。以下69の4—26までにおいて同じ。)が、当該相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人又は被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族(以下69の4—26までにおいて「被相続人等」という。)の措置法第69条の4第1項に規定する事業の用若しくは居住の用に供されていた宅地等又は国の事業の用に供されている宅地等であるものが含まれることに留意する。

(被相続人等の事業の用に供されていた宅地等の範囲)

69の4—2 ……宅地等とは、次に掲げる宅地等をいうものとする。

- (1) ……
- (2) (1)に掲げる宅地等を除き、被相続人等の事業……

改正前

[措置法第69条の4((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))関係]

(特例対象宅地等の意義)

69の4—1 (同左)

(新設)

(被相続人等の事業の用に供されていた宅地等の範囲)

69の4—2 ……宅地等とは、次に掲げる宅地等(土地又は土地の上に存する権利で、措置法規則第23条の2第1項((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))に規定する建物又は構築物(以下69の4—25までにおいて「建物等」という。)の敷地の用に供されていたものに限る。以下69の4—26までにおいて同じ。)をいうものとする。

- (1) ……
- (2) (1)に掲げる宅地等を除き、被相続人又は被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族(以下69の4—26までにおいて「被相続人等」という。)の事業……

改正後

(事業用建物等の建築中等に相続が開始した場合)

69の4—3 ……当該被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族又は当該建物等若しくは当該建物等の敷地の用に供されていた宅地等を相続若しくは遺贈により取得した当該被相続人の親族が、当該建物等を相続税の申告書の提出期限(以下69の4—3において「申告期限」という。)までに事業の用に供しているとき……

(特定同族株式等の贈与の特例の適用を受けている場合)

69の4—28 被相続人から相続若しくは遺贈又は贈与(相続時精算課税の適用を受ける財産に係る贈与に限る。以下69の5—32の2において同じ。)により財産を取得したいずれかの者が、当該被相続人である措置法第70条の3の3第6項に規定する特定贈与者(以下69の5—32の2において「特定贈与者」という。)からの贈与により取得した同条第3項第2号に規定する特定同族株式等(以下70の3の4—2までにおいて「特定同族株式等」という。)について同条第1項又は措置法第70条の3の4第1項の規定の適用を受け又は受けている場合には、措置法第69条の4第1項の規定の適用はないことに留意する。

(申告書の提出期限後に分割された特例対象宅地等について特例の適用を受ける場合)

69の4—29 ……措置法第69条の4第1項の規定の適用を受けるために同条第6項において準用する……

[措置法第69条の5((特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例))関係]

(特定同族会社株式等の範囲)

69の5—2 特例対象株式等に係る法人が2以上ある場合の措置法第69条の5第2項第7号に規定する特定同族会社株式等(以下69の5—29までにおいて「特定同族会社株式等」という。)とは、被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた当該各法人の特例対象株式等の単位数のうち当該各法人の当該相続開始の時における発行済株式の総数又は出資の総額(以下69の5—31において「発行済株式総数等」という。)に次に掲げる場合の区分に応じ次に定める割合を乗じて算出した単位数に達するまでの

改正前

(事業用建物等の建築中等に相続が開始した場合)

69の4—3 ……当該被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族又は当該建物等若しくは当該建物等の敷地の用に供されていた宅地等を相続若しくは遺贈(死因贈与を含む。以下同じ。)により取得した当該被相続人の親族が、当該建物等を相続税の申告書の提出期限(以下69の4—3において「申告期限」という。)までに事業の用に供しているとき……

(新設)

(申告書の提出期限後に分割された特例対象宅地等について特例の適用を受ける場合)

69の4—28 ……措置法第69条の4第1項の規定の適用を受けるために同条第5項において準用する……

[措置法第69条の5((特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例))関係]

(特定同族会社株式等の範囲)

69の5—2 特例対象株式等に係る法人が2以上ある場合の措置法第69条の5第2項第7号に規定する特定同族会社株式等(以下69の5—29までにおいて「特定同族会社株式等」という。)とは、被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた当該各法人の特例対象株式等の株数又は金額若しくは口数(以下69の5—4までにおいて「株数等」という。)のうち当該各法人の当該相続開始の時における発行済株式の総数又は出資の総額若しくは出資の総口数(以下69の5—31において「発行済株式総数等」

改正後

改正前

部分をいうのであるから留意する。

という。)に次に掲げる場合の区分に応じ次に定める割合を乗じて算出した株数等に達するまでの部分をいうのであるから留意する。

- (1) . . .
- (2) . . .

- (1) . . .
- (2) . . .

$$A = \frac{\text{当該贈与をした届出済特例対象受贈株式等の単位数}}{\text{当該贈与の時ににおける当該各法人の発行済株式総数等}}$$

$$A = \frac{\text{当該贈与をした届出済特例対象受贈株式等の株数等}}{\text{当該贈与の時ににおける当該各法人の発行済株式総数等}}$$

(特定受贈同族会社株式等の範囲)

(特定受贈同族会社株式等の範囲)

69の5—3 . . . 特例対象受贈株式等の単位数のうち当該各法人の発行済株式総数等に次に掲げる場合の区分に応じ次に定める割合を乗じて算出した単位数に達するまでの部分 . . .

69の5—3 . . . 特例対象受贈株式等の株数等のうち当該各法人の発行済株式総数等に次に掲げる場合の区分に応じ次に定める割合を乗じて算出した株数等に達するまでの部分 . . .

- (1) . . .
- (2) . . .

- (1) . . .
- (2) . . .

$$A = \frac{\text{当該従前贈与をした届出済特例対象受贈株式等の単位数}}{\text{当該従前贈与の時ににおける当該各法人の発行済株式総数等}}$$

$$A = \frac{\text{当該従前贈与をした届出済特例対象受贈株式等の株数等}}{\text{当該従前贈与の時ににおける当該各法人の発行済株式総数等}}$$

(議決権の制限がある株式等がある場合の特定同族会社株式等の判定)

(議決権の制限がある株式等がある場合の特定同族会社株式等の判定)

69の5—4 . . . 措置法規則第23条の2の2第4項に規定する株式又は第5項において第4項の規定が準用される出資(以下69の5—4において「議決権のすべてに制限がある株式等」という。)の単位数は含まれないのであるが、措置法第69条の5第2項第7号柱書に規定する「発行済株式の総数又は出資の総額」、同号ロ(1)に規定する「発行済株式の総数」及び同号ロ(2)に規定する「出資の総額」には、議決権のすべてに制限がある株式等の単位数は含まれる . . .

69の5—4 . . . 措置法規則第23条の2の2第4項に規定する株式又は第5項において第4項の規定が準用される出資(以下69の5—4において「議決権のすべてに制限がある株式等」という。)の株数等は含まれないのであるが、措置法第69条の5第2項第7号柱書に規定する「発行済株式の総数又は出資の総額」、同号ロ(1)に規定する「発行済株式の総数」及び同号ロ(2)に規定する「出資の総口数」には、議決権のすべてに制限がある株式等の株数等は含まれる . . .

(措置法第69条の5第2項第7号ロ又は第8号ロに規定する発行済株式の総数に相当す

(措置法第69条の5第2項第7号ロ又は第8号ロに規定する1株当たりの時価又は1口

改正後

金額又は出資の総額の時価の算定)

69の5—5 措置法第69条の5第2項第7号ロ又は第8号ロに規定する発行済株式の総数に相当する金額として財務省令で定める金額又は出資の総額として財務省令で定める金額は、昭和39年4月25日付直資56ほか1課共同「財産評価基本通達」(以下69の5—5及び70の3—7において「評基通」という。)の定めにより算定した価額をいうのであるが、当該価額を算定する場合において・・・

(会社分割等があった場合の相続税の課税価格に加算する特定受贈同族会社株式等の価額の計算)

69の5—12 措置法令第40条の2の2第10項に規定する「会社分割等前株式等総額に特定割合を乗じて得た価額を当該会社分割等時後に当該特定事業用資産相続人等が有している当該分割等対象株式等の単位数で除して得た価額」、第11項に規定する「会社分割等前株式等総額に特定割合を乗じて得た価額を会社分割等時後に当該特定事業用資産相続人等が有している対応株式の単位数で除して得た価額」又は第12項に規定する「会社分割等前株式等総額に特定割合を乗じて得た金額」の計算方法を算式で示すと、次に掲げるとおりである。

- (1) ……当該分割等対象株式等の単位数で除して得た価額」・・・
- (2) ……対応株式の単位数で除して得た価額」・・・
- (3) ……

(注) 算式中の符号及び計算上生じた一円未満の端数の処理については、次のとおりである。

1 算式中の符号

Aは、・・・

aは、分割等対象株式等に係る贈与の時ににおける一単位当たりの価額・・・

bは、・・・分割等対象株式等の単位数

Bは、・・・

cは、・・・

dは、・・・発行済株式又は出資(当該法人が有する自己の株式又は出資を除く。以下g及びkにおいて同じ。)の総数又は総額

eは、・・・分割等対象株式等の単位数

Cは、・・・

改正前

当たりの時価の算定)

69の5—5 措置法第69条の5第2項第7号ロ又は第8号ロに規定する1株当たりの時価又は1口当たりの時価は、昭和39年4月25日付直資56ほか1課共同「財産評価基本通達」(以下69の5—5において「評基通」という。)の定めにより算定した価額をいうのであるが、当該時価を算定する場合において・・・

(会社分割等があった場合の相続税の課税価格に加算する特定受贈同族会社株式等の価額の計算)

69の5—12 措置法令第40条の2の2第10項に規定する「会社分割等前株式等総額に特定割合を乗じて得た価額を当該会社分割等時後に当該特定事業用資産相続人等が有している当該分割等対象株式等の数又は口数で除して得た価額」、第11項に規定する「会社分割等前株式等総額に特定割合を乗じて得た価額を会社分割等時後に当該特定事業用資産相続人等が有している対応株式の数又は口数で除して得た価額」又は第12項に規定する「会社分割等前株式等総額に特定割合を乗じて得た金額」の計算方法を算式で示すと、次に掲げるとおりである。

- (1) ……当該分割等対象株式等の数又は口数で除して得た価額」・・・
- (2) ……対応株式の数又は口数で除して得た価額」・・・
- (3) ……

(注) 算式中の符号及び計算上生じた一円未満の端数の処理については、次のとおりである。

1 算式中の符号

Aは、・・・

aは、分割等対象株式等に係る贈与の時ににおける一株又は一口当たりの価額・・・

bは、・・・分割等対象株式等の数又は口数

Bは、・・・

cは、・・・

dは、・・・発行済株式の総数(当該法人が有する自己株式を除く。以下g及びkにおいて同じ。)又は出資の総口数

eは、・・・分割等対象株式等の数又は口数

Cは、・・・

改 正 後	改 正 前
<p>f は、・・・</p> <p>g は、・・・発行済株式の総数又は出資の総額</p> <p>h は、・・・対応株式の単位数</p> <p>D は、・・・</p> <p>i は、・・・</p> <p>j は、・・・</p> <p>k は、・・・発行済株式の総数又は出資の総額</p> <p>l は、・・・非対応株式の単位数</p> <p>2 ・・・</p> <p>(合併に際し合併法人から端数株式の譲渡代金を取得した場合)</p> <p><b>69の5—14</b> ・・・被合併法人（同条第11号に規定する「被合併法人」をいう。）の株主に交付する株式に<u>一単位未満</u>の端数が生じたためその端数の合計数に相当する株式を他に譲渡し、その譲渡代金を当該株主に交付したときは、当該株主に対してその<u>一単位未満</u>の端数に相当する株式（以下69の5—14において「端数株式」という。）を交付したものと取り扱うことに留意する。</p> <p>なお、上記の取扱いにより当該合併が措置法令第40条の2の2第11項第3号に掲げる合併に該当することとなった場合の同項に規定する対応株式の<u>一単位</u>当たりの価額（以下69の5—14において「対応株式の価額」という。）の計算に際しては、当該端数株式の単位数を同条第10項第2号及び第11項に規定する「対応株式の<u>単位数</u>」に加算して計算することになるのであるが、当該端数株式については、措置法第69条の5第1項の規定の適用がないのであるから留意する。</p> <p>(注) 1 ・・・</p> <p>2 ・・・</p> <p>(1) ・・・</p> <p>(2) ・・・</p> <p>(3) ・・・分割等対象株式等の<u>一単位</u>当たりの価額の計算</p> <p>(措置法第69条の5第5項に規定する割合の計算)</p> <p>69の5—31 ・・・</p>	<p>f は、・・・</p> <p>g は、・・・発行済株式の総数又は出資の総口数</p> <p>h は、・・・対応株式の<u>数又は口数</u></p> <p>D は、・・・</p> <p>i は、・・・</p> <p>j は、・・・</p> <p>k は、・・・発行済株式の総数又は出資の総口数</p> <p>l は、・・・非対応株式の<u>数又は口数</u></p> <p>2 ・・・</p> <p>(合併に際し合併法人から端数株式の譲渡代金を取得した場合)</p> <p><b>69の5—14</b> ・・・被合併法人（同条第11号に規定する「被合併法人」をいう。）の株主に交付する株式に<u>一株未満</u>（一口未満を含む。以下69の5—14において同じ。）の端数が生じたためその端数の合計数に相当する株式を他に譲渡し、その譲渡代金を当該株主に交付したときは、当該株主に対してその<u>一株未満</u>の端数に相当する株式（以下69の5—14において「端数株式」という。）を交付したものと取り扱うことに留意する。</p> <p>なお、上記の取扱いにより当該合併が措置法令第40条の2の2第11項第3号に掲げる合併に該当することとなった場合の同項に規定する対応株式の<u>一株又は一口</u>当たりの価額（以下69の5—14において「対応株式の価額」という。）の計算に際しては、当該端数株式の<u>数又は口数</u>を同条第10項第2号及び第11項に規定する「対応株式の<u>数又は口数</u>」に加算して計算することになるのであるが、当該端数株式については、措置法第69条の5第1項の規定の適用がないのであるから留意する。</p> <p>(注) 1 ・・・</p> <p>2 ・・・</p> <p>(1) ・・・</p> <p>(2) ・・・</p> <p>(3) ・・・分割等対象株式等の<u>一株又は一口</u>当たりの価額の計算</p> <p>(措置法第69条の5第5項に規定する割合の計算)</p> <p>69の5—31 ・・・</p>

改正後

改正前

- (1) . . .  
 (注) a は、相続開始の時ににおける当該特例対象株式等の一単位当たりの時価  
 . . .  
 (2) . . .  
 (注) d は、. . . 当該届出済特例対象受贈株式等の一単位当たりの時価  
 . . .  
 (3) . . .  
 (注) i は、相続開始の時ににおける当該特例対象株式等の一単位当たりの時価

- (1) . . .  
 (注) a は、相続開始の時ににおける当該特例対象株式等の1株又は1口当たりの時価  
 . . .  
 (2) . . .  
 (注) d は、. . . 当該届出済特例対象受贈株式等の1株又は1口当たりの時価  
 . . .  
 (3) . . .  
 (注) i は、相続開始の時ににおける当該特例対象株式等の1株又は1口当たりの時価

(特定同族株式等の贈与の特例の適用を受けている場合)

(新設)

69の5—32の2 被相続人から相続若しくは遺贈又は贈与により財産を取得したいずれかの者が、当該被相続人である特定贈与者からの贈与により取得した特定同族株式等について措置法第70条の3の3第1項又は第70条の3の4第1項の規定の適用を受け又は受けている場合には、措置法第69条の5第1項の規定の適用はないことに留意する。

[措置法第70条第1項((国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等))関係]

[措置法第70条第1項((国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等))関係]

(「相続又は遺贈により取得した財産」の範囲)

(「相続又は遺贈により取得した財産」の範囲)

70—1—5 措置法第70条第1項、第10項又は第11項の規定の適用がある「相続又は遺贈により取得した財産」には、相続税法第3条((相続又は遺贈により取得したものとみなす場合))、第7条((贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合))から第9条((贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合))及び第1章第3節((信託に関する特例))(同法第9条の2第6項ただし書に規定する信託に関する権利及び同法第9条の4第1項又は第2項に規定する信託の受託者が、これらの規定により遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利を除く。)までの規定により. . .  
 . . . 措置法第70条第1項、第10項又は第11項の規定を適用することに取り扱うものとする。

70—1—5 措置法第70条第1項又は第10項の規定の適用がある「相続又は遺贈により取得した財産」には、相続税法第3条((相続又は遺贈により取得したものとみなす場合))、第4条((贈与又は遺贈に因り取得したものとみなす場合))及び第7条((贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合))から第9条((贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合))までの規定により. . .  
 . . . 措置法第70条第1項の規定を適用することに取り扱うものとする。

(相続財産たる家屋の火災保険金等)

(相続財産たる家屋の火災保険金等)

改正後

70—1—6 措置法第70条第1項、第10項又は第11項の規定の適用がある・・・  
 (1) 「相続又は遺贈により取得した財産」に該当する財産  
 イ・・・  
 ロ・・・  
 ハ 相続又は遺贈により取得した株式発行前の株式、株式の割当てを受ける権利又は株主となる権利について新株の割当て又は交付があった場合において・・・  
 ……

(相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない価額)  
 70—1—7 ……措置法第70条第1項、第10項又は第11項の規定を適用する場合・・・

(相続又は遺贈により取得した財産を著しく低い価額で国等に譲渡した場合)  
 70—1—8 ……同条第1項、第10項又は第11項に規定する贈与があったものとして取り扱う。

(香典返しに代えてする贈与)  
 70—1—9 ……措置法第70条第1項、第10項又は第11項の規定の適用はないのであるから留意する。

(被相続人の意思に基づいてする財産の贈与)  
 70—1—10 ……措置法第70条第1項、第10項又は第11項の規定の適用がない場合においても・・・

(相続税の非課税規定に該当しないものについて証明書の提出があった場合)  
 70—1—12 措置法第70条第1項、第10項又は第11項の規定は、たとえ同条第5項に規定する書類の提出があった場合であっても、税務署長において同条第1項、第10項又は第11項に規定する要件を満たしていないと認めるときは、適用がないことに留意する。

改正前

70—1—6 措置法第70条第1項又は第10項の規定の適用がある・・・  
 (1) 「相続又は遺贈により取得した財産」に該当する財産  
 イ・・・  
 ロ・・・  
 ハ 相続又は遺贈により取得した株式発行前の株式又は新株引受権(株式の引受けによる権利を含む。)について新株の割当て又は交付があった場合において・・・  
 ……

(相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない価額)  
 70—1—7 ……措置法第70条第1項又は第10項の規定を適用する場合・・・

(相続又は遺贈により取得した財産を著しく低い価額で国等に譲渡した場合)  
 70—1—8 ……同条第1項又は第10項に規定する贈与があったものとして取り扱う。

(香典返しに代えてする贈与)  
 70—1—9 ……措置法第70条第1項又は第10項の規定の適用はないのであるから留意する。

(被相続人の意思に基づいてする財産の贈与)  
 70—1—10 ……措置法第70条第1項又は第10項の規定の適用がない場合においても・・・

(相続税の非課税規定に該当しないものについて証明書の提出があった場合)  
 70—1—12 措置法第70条第1項又は第10項の規定は、たとえ同条第5項に規定する書類の提出があった場合であっても、税務署長において同条第1項又は第10項に規定する要件を満たしていないと認めるときは、適用がないことに留意する。

改正後

改正前

(「公益を目的とする事業の用に供する」ことの意義)  
70—1—13 措置法第70条第2項、第10項又は第11項の規定により・・・

(「公益を目的とする事業の用に供する」ことの意義)  
70—1—13 措置法第70条第2項又は第10項の規定により・・・

[措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係]

[措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係]

(居住の用に供したとき等)  
70の3—1 ……同条第3項第5号に規定する住宅取得等資金(以下70の3の4—2までにおいて「住宅取得等資金」という。)の贈与を受け・・・

(居住の用に供したとき等)  
70の3—1 ……同条第3項第5号に規定する住宅取得等資金(以下70の3の2—4までにおいて「住宅取得等資金」という。)の贈与を受け・・・

(住宅取得等資金の贈与の特例と特定同族株式等の贈与の特例の重複適用)  
70の3—1の2 特定受贈者が住宅取得等資金の贈与を受けた年の前年以前において当該住宅取得等資金の贈与をした者(以下70の3—13までにおいて「住宅資金贈与者」という。)からの贈与により取得した特定同族株式等について措置法第70条の3の3第1項の規定の適用を受けている場合には、当該住宅取得等資金について措置法第70条の3第1項の規定の適用は受けられないのであるが、同一年中に当該住宅資金贈与者(その年の1月1日において60歳以上の者に限る。)からの贈与により取得した住宅取得等資金及び特定同族株式等がある場合には、措置法第70条の3第1項及び第70条の3の3第1項の規定の適用を受ける旨の相続税法第28条第1項の申告書(措置法第70条の3第7項及び同法第70条の3の3第10項に規定する計算の明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある申告書(以下70の3の3—1において「贈与税の申告書」という。)に限る。)を提出することにより双方の規定の適用を受けることができることに留意する。

(新設)

(定期借地権等の設定に際し保証金等の支払いがある場合)  
70の3—7 ……その保証金等につき定期借地権等を設定した日における基準年利率(評基通4—4((基準年利率))に定める年利率をいう。以下70の3—7において同じ。)未満の利率・・・

(定期借地権等の設定に際し保証金等の支払いがある場合)  
70の3—7 ……その保証金等につき定期借地権等を設定した日における基準年利率(財産評価基本通達4—4((基準年利率))に定める年利率をいう。以下70の3—7において同じ。)未満の利率・・・

改正後

改正前

(修正申告書の提出期限)

70の3—14 . . .

(注) 1 . . .

2 . . . 相続税法第21条の9第2項の届出書(以下70の3の3—5において「届出書」という。)の提出が . . .

〔措置法第70条の3の3(特定の贈与者から特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)関係〕

(特定同族株式等の贈与の特例と住宅取得等資金の贈与の特例の重複適用)

70の3の3—1 措置法第70条の3の3第3項第1号に規定する特定受贈者(以下70の3の3—5までにおいて「特定受贈者」という。)が特定同族株式等の贈与を受けた年(措置法第70条の3の3第3項第1号口に規定する選択年(以下70の3の4—3までにおいて「選択年」という。)に限る。)の前年以前において当該特定同族株式等の贈与をした者(以下70の3の3—5までにおいて「特定贈与者」という。)からの贈与により取得した住宅取得等資金について措置法第70条の3第1項の規定の適用を受けている場合には、当該特定同族株式等について措置法第70条の3の3第1項の規定の適用は受けられないのであるが、当該選択年中に当該特定贈与者(当該選択年の1月1日において60歳以上の者に限る。)からの贈与により取得した特定同族株式等及び住宅取得等資金がある場合には、同項及び措置法第70条の3第1項の規定の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出することにより双方の規定の適用を受けることができることに留意する。

(特定同族株式等を贈与により取得した年分以降に財産の贈与を受けた場合の取扱い)

70の3の3—2 措置法第70条の3の3第1項の規定の適用を受けた特定受贈者が、選択年分以降に当該特定受贈者に係る特定贈与者から財産の贈与を受けた場合には、当該特定贈与者が当該贈与をした年の1月1日において65歳未満であっても、当該財産については相続時精算課税が適用されることに留意する。

(注) 特定贈与者から選択年中に特定同族株式等とそれ以外の財産の贈与があった場合において、当該特定同族株式等以外の財産の贈与が当該特定同族株式等の贈与前にあったとしても、当該特定同族株式等について同項の規定の適用を受けると

(修正申告書の提出期限)

70の3—14 . . .

(注) 1 . . .

2 . . . 相続税法第21条の9第2項の届出書の提出が . . .

(新設)

(新設)

(新設)

改正後	改正前
<p><u>きには、当該特定同族株式等以外の財産についても相続時精算課税が適用されることに留意する。</u></p> <p><u>(種類株式発行会社の定款に拒否権付種類株式の内容に関する事項が定められている場合)</u></p> <p><u>70の3の3—3 会社法第2条第13号((定義))に規定する種類株式発行会社の定款においていわゆる拒否権付種類株式の内容に関する事項が定められている場合には、当該種類株式発行会社は措置法第70条の3の3第3項第3号に規定する特定同族法人に該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>(特定同族株式等の贈与があった年中に特定贈与者又は特定受贈者が死亡した場合)</u></p> <p><u>70の3の3—4 特定同族株式等の贈与があった選択年中に当該特定同族株式等に係る特定贈与者又は特定受贈者が死亡した場合には、措置法第70条の3の3第1項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>(提出期限までに確認書の提出がなかった場合等)</u></p> <p><u>70の3の3—5 措置法第70条の3の3第5項の規定の適用がある場合の特定受贈者は、選択年から措置令第40条の5の3第3項各号に規定するいずれかの事由が生じた日の属する年の前年までの間に当該特定受贈者に係る特定贈与者からの贈与により取得した財産(相続時精算課税の適用を受けたものに限る。)のうち当該選択年の翌年以降に贈与により取得した次に掲げる財産を除き、措置法第70条の3の3第5項に規定する提出期限(以下70の3の3—7までにおいて「提出期限」という。)までに当該財産に係る各年分の贈与税についての修正申告書を提出し、かつ、当該提出期限までに当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 当該贈与を受けた年の1月1日において65歳以上の特定贈与者から特定受贈者が贈与を受けた財産で、提出期限までに当該財産に係る届出書を選択年の年分の修正申告書に添付して提出しているもの</u></p> <p><u>(2) 当該贈与を受けた年の1月1日において65歳未満の特定贈与者から特定受贈者が贈与を受けた住宅取得等資金(当該住宅取得等資金に係る贈与税の申告において措置法第70条の3の2第1項の規定の適用を受けているものに限る。)で、提出期限</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後

改正前

までに当該住宅取得等資金に係る同法第70条の3第1項において準用する届出書を選択年の年分の修正申告書に添付して提出しているもの

(注) 当該修正申告書に係る贈与税は、当該特定受贈者が選択年中に当該特定贈与者から贈与により取得した住宅取得等資金について措置法第70条の3第1項の規定の適用を受けている場合を除き、暦年課税により計算することに留意する。

(期限後申告等に係る「特定の贈与者から特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例」の適用) (新設)

70の3の3—6 措置法第70条の3の3第1項の規定は、期限後申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定に係る贈与税については、適用がないことに留意する。

(特例の適用要件に該当しないものについて証明書の提出があった場合) (新設)

70の3の3—7 措置法第70条の3の3第1項の規定は、提出期限までに同条第1項に規定する確認書の提出があった場合であっても、税務署長において同項の要件を満たしていないと認めるときは、適用がないことに留意する。

[措置法第70条の3の4((特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例))関係] (新設)

(相続時精算課税の特別控除額と特定同族株式等特別控除額の控除する順序) (新設)

70の3の4—1 措置法第70条の3の4第1項の規定の適用を受ける場合において、同項に規定する同族株式等贈与者(以下70の3の4—3までにおいて「同族株式等贈与者」という。)からの贈与により取得した財産に係る贈与税の課税価格から500万円を控除し、その残額から相続税法第21条の12第1項に規定する金額を控除することに留意する。

(特定同族株式等特別控除の適用がない者) (新設)

70の3の4—2 措置法第70条の3の4第1項に規定する特定受贈者とは、同項第1号又は第2号に規定する者であることから、選択年の1月1日において60歳未満の同族株

改正後	改正前
<p><u>式等贈与者から特定同族株式等を贈与により取得した者は、当該選択年の前年以前において当該同族株式等贈与者からの贈与により取得した住宅取得等資金について措置法第70条の3第1項の規定の適用を受けていない限り、当該特定同族株式等について措置法第70条の3の4第1項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</u></p> <p><u>(特定同族株式等の贈与があった年中に同族株式等贈与者又は特定受贈者が死亡した場合)</u></p> <p><u>70の3の4—3 70の3の3—4 ((特定同族株式等の贈与があった年中に特定贈与者又は特定受贈者が死亡した場合))の取扱いは、措置法第70条の3の4第1項の規定の適用について準用する。</u></p> <p><u>(期限後申告に係る「特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例」の適用)</u></p> <p><u>70の3の4—4 措置法第70条の3の4第1項の規定は、期限後申告に係る贈与税については適用がないことに留意する。なお、修正申告又は更正に係る贈与税については、同条第7項に該当する場合にのみ同条第1項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>(特例の適用要件に該当しないものについて証明書の提出があった場合)</u></p> <p><u>70の3の4—5 70の3の3—7 ((特例の適用要件に該当しないものについて証明書の提出があった場合))の取扱いは、措置法第70条の3の4第1項の規定の適用について準用する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>